



気 監 第 3 5 4 号  
令和 5 年 3 月 1 4 日

気仙沼市長 菅 原 茂 様

気仙沼市監査委員 生 駒 利 夫  
気仙沼市監査委員 村 上 佳 市

定期監査の結果について（通知）

地方自治法第199条第4項の規定により令和3年度分に係る定期監査を行ったので、同条第9項の規定によりその結果を次のとおり報告します。

総務部総務課階上出張所

総務部総務課大島出張所

# 令和4年度 定期監査結果報告

( 階上出張所, 大島出張所 )

次の監査を気仙沼市監査基準（令和2年監査委員告示第3号）に準拠して実施した。

## 1 監査の種類

定期監査

## 2 監査の対象

総務部総務課階上出張所及び大島出張所に係る令和3年度分の財務に関する事務の執行及びその他の事務の執行

## 3 監査の着眼点

- (1) 予算の執行は計画的かつ効率的に行われているか。
- (2) 事業の管理又は事務の執行が合理的かつ効率的に行われているか。
- (3) 事務の執行は法令に基づいて適正に行われているか。

## 4 監査の主な実施内容

令和3年度に執行された事務事業について、関係書類を調査するとともに、担当職員から説明を聴取するなどの方法により実施した。

## 5 監査の実施場所及び実施日

実施部署	実施場所	実施日
総務部総務課 階上出張所	階上出張所	令和5年1月11日
総務部総務課 大島出張所	監査委員室※1	

※1 書類監査のみ実施

## 6 監査の結果

令和3年度の財務に関する事務の執行及びその他の事務の執行は、おおむね適正に執行しているものと認められた。

なお、以下、検討していただきたいものを意見としてまとめたので、留意のうえ事務を執行されたい。

### (意見)

階上、大島両出張所において、役職にない職員を現金出納員に充てていた。現金出納員は、気仙沼市財務規則第4条第2項に「会計課長及び市長が会計管理者と協議して定める職にある者をもってこれに充てる。」と定められており、その部署における現金出納事務を統括する役職にある者を充てるべきと考えるので、検討願いたい。